

いいみらい11月30日は『年金の日』です 年金記録を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？

厚生労働省では、“国民お一人お一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日”として、11月30日(いいみらい)を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録と年金受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか？

「ねんきんネット」とは？



「ねんきんネット」は、お客様がインターネットを通じてご自身の年金の情報を手軽に確認できる日本年金機構が提供しているサービスです。24時間いつでもどこでも、パソコンやスマートフォンからご自身の年金情報を確認することができます。

こんなときには「ねんきんネット」

- 将来受け取る年金見込額が知りたい！
- 電子版「ねんきん定期便」について知りたい！
- 国民年金保険料に関する通知書を確認したい！
- 自分の年金記録を確認したい！
- 年金振込通知書などの通知を確認したい！



詳しくは「ねんきんネット」で検索

スマートフォン版「ねんきんネット」では、パソコン版の一部サービスのみが利用できます

ねんきんネット

https://www.nenkin.go.jp/n_net/



スマホでアクセス

『国民年金保険料』は、全額が『社会保険料控除』の対象となり税額が軽減できます。

「国民年金保険料」は、納付した金額が、所得税及び市民税などの「社会保険料」控除の対象となりますので、税額が軽減されます。

国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、日本年金機構から、10月下旬から11月上旬にかけて順次送付されます。お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

証明内容は「今年の1月～10月2日」までに納付された国民年金保険料と、年内に納付が見込まれる場合の“納付見込額”となっています。

<今年納め忘れを年内に納付> 今年分の控除として申告することができます。

<過去の年度分や家族の分を納付> 控除の対象となります。

<10月3日以降に今年初めて納付> 令和6年2月上旬に同様の証明書が送付されます。